

公示番号：19a00975

国名：インドネシア

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第一チーム

案件名：農業保険実施能力向上プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 20日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月10日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業及び気候変動に関する各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

インドネシア政府は、食料安全保障や農家の所得向上を政策上の優先課題の一つとして位置付けており、2013年7月に農民保護エンパワメント法が成立し、農業保険の導入及び農業保険導入に向けた政府支援方針が示された。国家中期開発計画（RPJMN2015～2019）においても、災害や病害虫の発生による不作が生じた際に農業者の損失を補てんし再生産を確保するための農業保険の導入が優先事業として明記されている。

こうした背景を踏まえ、技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト（2010年～2015年）」により、国家開発計画庁（BAPPENAS）、農業省、財務省、気象気候地球物理庁（BMKG）の相互連携促進を通じ、農業保険の制度設計に係る支援、農業保険に係るロードマップ（2015年～2019年）の検討、東ジャワ州におけるパイロット事業が実施された。これらの成果をもとに、インドネシア政府は、2015年よりコメを対象とした実損補てん型農業保険の拡大パイロット事業を開始、2018年現在国内27州にて継続中である。しかしながら、短期間での事業拡大に実施体制の構築が追い付いておらず、農業者に対する普及啓発の不足や、保険事業の運営に必要な農家・農地情報の的確かつ迅速な収集ができない等、保険制度としての定着に向けた課題も多く、これらの課題に対応するため、インドネシア政府より技術協力プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」（以下「プロジェクト」）が要請された。

プロジェクトは、BAPPENAS、農業省、財務省、BMKG及び国営保険会社で前述の拡大パイロット事業の引受会社であるジャシンド社（Jasindo）の計5機関を実施機関として、2017年10月より活動を開始している。今回の中間レビューでは、協力期間の中間時点となる2020年2月に、最新PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、プロジェクトチーム、インドネシア側関係者ととも評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性を確認し、必要に応じ改善に向けた提案を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

今回の中間レビューでは、協力期間の中間時点となる2020年2月に、最新PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、プロジェクトチーム、インドネシア側関係者と

ともに評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性を確認し、必要に応じ改善に向けた提案を行うことを目的とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2020年1月下旬～2月上旬）
  - ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
  - ② 最新のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関（国家開発企画庁（BAPPENAS）、農業省、財務省、気象気候地球物理庁（BMKG）、Jasindo社（国営保険企業））、他協力機関（Swiss Re社（再保険会社））等）に対する質問票（英文）を作成する。
  - ④ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2020年2月中旬～2月下旬）
  - ① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。  
プロジェクト関係者に対して、本中間レビュー時の評価手法について説明を行う。
  - ② インドネシア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
  - ③ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
  - ④ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
  - ⑤ 調査結果や他団員及びインドネシア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
  - ⑥ 中間レビュー調査報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
  - ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
  - ⑧ 担当分野に係る現地調査報告書（和文・英文）を作成し、団内に共有し、JICAインドネシア事務所等に報告する
- (3) 帰国後整理期間（2020年2月下旬～3月上旬）
  - ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
  - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

合同中間レビュー調査報告書（英文）、担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年1月下旬～2月下旬の間の3週間程度を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 気候変動対策（JICA）

エ) 評価分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎  
あり

イ) 宿舎手配  
あり

ウ) 車両借上げ  
あり

エ) 通訳備上  
あり（英語⇄インドネシア語）

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8419) にて配布します。

- ・「農業保険実施能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査 (評価分析報告書) PDM
- ・第1回・第2回・第3回プロジェクトモニタリングシート

② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ 事前評価表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1500642\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500642_1_s.pdf))

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上